

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成27年1月16日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
テックランド仙台富谷店
黒川郡富谷町上桜木2丁目5-2
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヤマダ電機 代表取締役 山田 昇
群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 市町村の意見の概要
 - (1) 廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適正な処理をすること。
 - (2) 騒音・振動規制法に基づく特定施設を設置する場合は届出をすること。
 - (3) 繁忙期等の臨時駐車場予定地を提示すること。
- 4 地域住民等の意見の概要
なし
- 5 縦覧場所
宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び富谷町役場
- 6 縦覧期間
平成27年1月16日から平成27年2月16日まで（ただし、閉庁日を除く。）